

チャイルドシートの「購入費補助」と「無料貸出」について

幌延町交通安全推進協議会では、個人でチャイルドシートを購入した方に対して、費用の一部を補助します。また、チャイルドシートを無料で貸し出します。

● 購入費補助（乳幼児1人につき1台分）

- ・補助対象者…幌延町に住所を有する乳幼児の保護者です。
※出産祝金支給対象の乳幼児を除きます。また、チャイルドシートを借りた後に購入補助を受ける場合は、チャイルドシートを返却していただきます。
- ・補助金額…チャイルドシート購入費用のうち、「2万円以下の部分の3分の2の額」と「2万円超の部分の2分の1の額」の合算額を補助します。ただし、合算額が2万円を超える場合、補助金額は「2万円」とします。
- ・補助金交付方法…幌延町商工会が発行する商品券により交付します。
- ・申請に必要なもの…①印鑑、領収書（購入日、品名などが確認できるもの）の写し、品質保証書または安全基準に適合していることが確認できる書類の写し

◆購入費用3万円のチャイルドシート補助金額計算例



● 無料貸出

- ・貸出期間…原則1年以内ですが、幌延町交通安全推進協議会が必要と認めた場合は、3回までその期間を延長（最大4年間）することができます。延長を希望される場合は申請してください。なお、町外に住所を有する乳幼児を一時的に車に乗せる必要がある祖父母などが利用する場合は、原則30日以内です。
※出産祝金支給対象の乳幼児は生後6カ月までの期間に限り貸し出します。また、購入補助の対象者となった乳幼児には貸し出しできません。
- ・返却方法…チャイルドシートカバーをクリーニングに出し、袋に入れたままご返却ください。
- ・申請に必要なもの…①印鑑、車検証の写し、運転免許証の写し
※申請後、車や住所を変更した場合は届け出をしていただきます。

お申し込み・お問い合わせ先:住民生活課 生活グループ 電話:5-1112 告知端末機:5-8812

第6次幌延町総合計画 前期基本計画(原案)が答申されました

第6次幌延町総合計画 基本構想および重点戦略については、「ほろのべの窓8月号」でその内容をお知らせしたところですが、引き続き策定作業を進めていた前期基本計画（令和2年度～令和6年度）について、このたび幌延町総合計画審議会での審議やパブリックコメントを経て、審議会としての意見をまとめ、3月15日に審議会を代表して一関委員長が野々村町長へ答申しました。

町では答申を踏まえ、3月17日付けで第6次幌延町総合計画前期基本計画を策定しました。なお、計画の概要については、広報誌5月号でお知らせします。



令和3年2月15日開催の幌延町総合計画審議会の様子



令和3年3月15日 一関捷治委員長から野々村町長への答申の様子